



## 区議会第4回定例会本会議・田中まさや議員の一般質問より② 支援の届かないすべての高齢者訪問支援などを求める

田中まさや幹事長の第4回区議会定例会本会議での一般質問では、高齢者のくらしに重大な影響を与える第9期高齢者保健福祉計画等について、すべての高齢者の尊厳が守られ、だれ一人取り残さない高齢者福祉施策の実現のために提案をおこないました。今号では、前々号に引き続き、「高齢者福祉と介護保険について」をご紹介します。(質問、区長答弁とも要旨です)

### (4) 地域包括支援センターの体制強化について

地域包括支援センターは、身近な相談窓口・支援拠点としての役割に加え、重層的支援体制として、経済的困難者、障がいなどの困難への対応も求められています。しかし、重層的支援体制を担う職員が研修を受けて対応しており、地域包括支援センターは、ますます大変です。職員を増員するとともに、

重層的支援担当者を専任化して、常勤職員を配置すべきです。区長の所見を伺います。重層的支援体制で、地域福祉コーディネーターを4つの日常生活圏域に2人、計13人配置し、相談者へのアウトリーチ・伴走型支援を開始したことは前進ですが、相談に出来ない人、来られない人には支援が届きません。区として、困難を抱えているのに相談や支援に結びついていない高齢者に行き届

く支援をどう考えているのですか。港区は、介護・高齢者福祉サービスを利用していない高齢者世帯を専門職員が訪問して、必要な支援につなげる「ふれあい相談員」制度を実施しています。本区での実施を何度も提案していますが、その効果について区としてどのように調査検討したのか、伺います。だれひとり取り残さない施策の要として実施すべきです。

①わが党区議団は、「認知症の人と家族にやさしいまちづくり条例」を提案しており、区の責務として「認知症施策の実施に当たり、常に本人の視点に立ち、本人及びその家族の意見を聴かなければならない」と規定しました。区民全体で、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち」をめざすためにも、認知症条例を制定すべきです。

②認知症の早期発見、早期支援のためには、すべての高齢者を視野に入れた対策が重要です。昨年度の認知症健診は、65才、70才、75才の6000人にセルフチェックシートを送付していましたが89人の利用でした。送付対象に80才と85才を加え、医師会等にも協力をお願いして、医療機関に配布するなど対象を大幅に拡大すべきです。

③認知症の本人や家族に寄り添い、継続的に支援するための認知症地域支援推進員は現在、日常生活圏域に1人で区内に4人です。身近な場所でもいつでも相談・支援できるように、すべての地域包括支援センターに配置すべきです。

認知症の人は重症でも介護度は軽度で認定されるケースがほとんどです。様々な認知症状に家族や支援者だけで対応することは困難であり、認知症グループホームの増設は待ったなしです。本町1丁目の警察寮跡地なども活用して増設すべきです。

④第9期計画の中でも、認知症施策を総合的・計画的に実施する予定で、条例制定をするまでもない。②認知症健診については、対象年齢を拡大する予定はない。③認知症地域支援推進員をすべての地域包括支援センターに配置する考えはない。認知症グループホームは、需要を見極め検討する。

## 敬老祝い金の削減は許されない

区長は、第4回区議会定例会の区長発言で、敬老祝い金について「金額や対象年齢を改める」と表明しました。理由は、高齢化による高齢者人口の増加や民生委員による配布が困難になっていることなどとし、「持続可能性の観点」から「金額や対象年齢を改める」というのです。

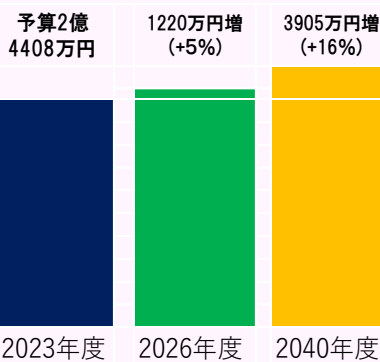
私は、本会議の一般質問で、敬老祝い金は「75歳以上の長寿と健康を祝い、敬老の意を表して」実施してきたもので、「ささやかだが外食していた」「孫にプレゼントを買っていた」など、高齢者の喜びであり、区民としての誇りだと訴えて1万円の現金給付の継続を求めました。

## 高齢者人口の増加による影響は、17年後でも約4000万円

### 緑道整備に100億円より、敬老祝い金1万円の現金給付継続を

高齢者人口は、区の推計でも17年後に3900人余の増加であり、敬老祝い金の増加額は4000万円弱です。「持続可能性」というなら、100億円もの税金を投入する玉川上水旧水路緑道整備計画を中止してでも敬老祝い金の1万円現金給付を継続すべきです。

敬老祝い金の予算増額の推計



また民生委員による見守りについては、別の事業として、港区のように、支援につながっていないすべての高齢者世帯への専門職員による見守り事業を実施すべきです。

(5) 認知症施策について  
認知症は85歳以上で5.5%といわれており、渋谷区の場合4800人以上と推計されます。今年成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」は「全ての認知症の人が、基本的人権を享受できる個人」として尊重されるよう、自治体に「認知症の